

第 26 期・第 2 回 法学委員会議事要旨

日時： 2023 年 12 月 9 日（木） 13:20～14:00

会場： 日本学術会議 5-D 会議室＋オンライン会議

出席者： 川嶋四郎(委員長)、小畑郁（幹事）、島岡まな（副委員長）、島村健、只野雅人、丸谷浩介、山田八千子（幹事）（以上、会場出席）、大塚直、三成賢次（以上、オンライン出席）

欠席者： 大久保規子、越智敏裕、南野佳代、（以上、敬称略・五十音順）

議事録作成者： 山田八千子

議 題

（１） 法学委員会関係分科会の設置動向について

以下の 8 分科会について、次回の幹事会の設置許可を向けて手続が進んでいることが確認された。

- ・ジェンダー法分科会（継続、世話人・南野委員）
- ・社会と教育における LGBTI の権利保障分科会（継続、世話人・南野委員）
- ・「ICT 社会と法」分科会（継続、世話人・川嶋委員長）
- ・リスク社会と法分科会（新規、世話人・大塚委員）
- ・「グローバル化と法」分科会（継続、世話人・小畑委員）
- ・セーフティ・ネットのあり方を考える分科会（継続、世話人・丸谷委員）
- ・新しい人権研究分科会（新規、世話人・三成委員）
- ・法学研究者養成分科会（新規、世話人・川嶋委員）

（２） 新しい分科会の設置について

以下の 2 分科会についての現状が確認された。

法と心理学分科会（法学委員会内では新規、設置申請書準備ほぼ完了、名簿準備中、世話人川嶋委員長）

生殖補助医療と法分科会の設置（継続、設置申請書・名簿ともに準備中、世話人調整中）

（３） シンポジウム・集会の主催・賛同等について

山田八千子委員から、資料に基づき、2024 年 7 月開催予定の基礎法総合シンポジウムについて、基礎法系学会連合と共に法学委員会が主催してほしい旨の提案があり、承認された。

南野佳代委員から（委員会当日欠席のため川嶋委員長から）、設置予定のジェンダー法分科会および社会と教育における LGBTI の権利保障分科会関連の要望として、2023 年 12 月 13 日開催の世界人権宣言 75 周年記念集会「～包括的反差別法の実現をめざして～市民社会はなぜ包括的反差別法を必要としているのか」の賛同団体になることについて提案され、承認された。

(4) その他

川嶋委員長から、2020 年 8 月 31 日付で日本学術会議が内閣総理大臣に推薦した会員候補者 105 名のうち 6 名が任命されていない件につき、第 25 期法学委員会に引き続いて、継続的に取り組む必要があることが提案され、了承された。

(付記) 12 月 9 日の法学委員会終了後におけるメール審議により、以下に記す第 25 期法学委員会の確認事項を再確認した。

再確認事項

2023 年 12 月 19 日

日本学術会議法上、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし(2 条)、「独立して」「職務を行う」(3 条)ものである。日本学術会議は、210 人の会員をもって組織することが法定され(7 条 1 項)、会員は、「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」日本学術会議が「選考し」て行う候補者の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」(7 条 2 項、17 条)。「内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる」(26 条)。

ここに示されるとおり、内閣総理大臣には、会員を 210 人未満に減ずる権限も、会員を選考する権限も、不祥事のあった会員を罷免する権限もない。日本学術会議は、独立性ある機関として、自律的に会員を監督するものである。

国の科学者を内外に対し代表する独立性のある機関は、各国に設けられており、日本学術会議はそれらの間の国際ネットワークにも参加している。こうした機関が世界で一般的に存在することは、独立した自律的な科学者集団が国にとっても重要であることを示している。

したがって、日本学術会議が推薦した候補者を内閣総理大臣が会員に任命しないことは、法律の趣旨のみならず法律の明文の規定にも適合しない事態であるから、速やかな説明だけでなく、即時の任命が必要である。

(以上)